

### 子ども医療費支給制度

平成20年4月1日から、「乳幼児医療費支給制度」が、「子ども医療費支給制度」に変更され、医療費無料化の対象者が「小学校入学前まで」から「中学校卒業まで」に拡大されます。新たに対象となる小中学生については、保護者による申請が必要です。（現在母子家庭等医療、障害者医療を受給している方は手続きの必要はありません。）

在学中の方には、各学校を通じて申請書が届けられています。申請書と保険証のコピーを返信用封筒に封入し、1月中にポストへ投函してください。

新しい受給者証は、3月末に郵送

### 入札参加資格の 定時申請が始まります

平成20年度および平成21年度の2か年度に、田原市が発注する建設工事などの入札に参加を希望される業者の方の定時申請が始まります。

受付期間

1月4日(金)～2月15日(金)

今回の定時申請から、インターネットを利用した電子申請による登録となりますので、ICカード登録などの準備をお願いします。

申請方法などに関する詳細および確認については、田原市のホームページをご覧ください。

財政課

23局35505 FAX 23局0180

HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/city/nyusatsu/>

します。

保険年金課

23局3514 FAX 23局0180

1月は福祉給付金の申請月です

福祉給付金の支払証明書をお持ちの老人医療受給者（田原・赤羽根地区は受給者番号が2で始まる方、渥美地区は受給者番号が68で始まる方）、乳幼児医療費受給者証、障害者医療費受給者証、母子家庭等医療費受給者証をお持ちの方は、市役所保険年金課または赤羽根・渥美支所の市民生活課で、福祉給付金の申請を行ってください。

なお、老人保健医療を受給している方は、福祉給付金の申請を行う必要はありません。

### 高齢者医療制度の見直し

必要な書類「福祉給付金支払証明書（オレンジ色）または入院時の医療機関の領収書、印鑑、振込先のお知らせのもの（郵便局以外の通帳など）  
保険年金課  
23局3514 FAX 23局0180

このたび、「高齢者医療制度」について、次のとおり実施されますので、その内容をお知らせします。



70歳～74歳の方の窓口負担について  
制度改正により、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていましたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、1割負担に据え置かれます。

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の負担割合が、『2割（平成20年3月31日までは1割）』の方には、3月に新たな受給者証を送付します。

（1）…すでに3割負担となっている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

保険年金課 国保年金係

23局2149 FAX 23局0180

後期高齢者医療制度で新たに保険料を負担することとなる方（被用者保険の被扶養者）の保険料について  
制度改正により、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保険者均等割を5割軽減することとされていますが、平成20年4月から9月までの6か月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、9割軽減された額となります。

対象「75歳以上の方で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日（平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日）に、「被用者保険の被扶養者」になっている方  
（1）…65歳～74歳で一定の障害認定を受けた方を含みます。

（2）…政府管掌健康保険や、企業の健康保険、公務員の共済組合など、いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。

なお、これらの見直しについては、今後正式に内容が確定した段階で、あらためてお知らせします。

保険年金課（医療係）

23局3514 FAX 23局0180